明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行期日を定める政令（一二一）　三
○新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（一二二）　三
〔省　令〕
○新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（厚生労働五九）　八
○新型インフルエンザ等対策特別措置法第六十四条の規定による医薬品等の譲渡等の特例の手続に関する省令（同六〇）　九
○環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境一二）　九
〔告　示〕
○新型インフルエンザ等対策特別措置法第五十六条第二項の規定により特定都道府県知事が行う埋葬又は火葬の方法を定める告示（厚生労働一四二）　九
〔官庁報告〕
官庁事項
新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第三条第十九号に規定する指定公共機関を公示する件（内閣）　一〇
新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める件（同）　一〇

本号で公布された法令のあらまし

◇新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行期日を定める政令（政令第一二一号）（内閣官房）

新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行期日を平成二五年四月一三日とすることとした。

◇新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（政令第一二二号）（内閣官房）

1　指定行政機関（第一条関係）

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第二条第四号の政令で定める機関を定めることとした。

2　指定地方行政機関（第二条関係）

法第二条第五号の政令で定める機関を定めることとした。

3　指定公共機関（第三条関係）

法第二条第六号の政令で定める法人を定めることとした。

4　医療等の実施の要請の対象となる医療関係者等（第五条関係）

㈠　法第三一条第一項の政令で定める医療関係者は、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士及び歯科衛生士とすることとした。

㈡　法第三一条第一項若しくは第二項（法第四六条第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による要請又は法第三一条第三項（法第四六条第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による指示を受けた医療関係者のうち医療機関の管理者であるものは、当該要請又は当該指示に係る法第三一条第三項に規定する患者等に対する医療等又は法第四六条第三項の規定により読み替えて適用する予防接種法第六条第一項の規定による予防接種の実施に当たり、必要があると認めるときは、当該医療機関の医療関係者、事務職員その他の職員を活用してその実施の体制の構築を図ることとした。

5　新型インフルエンザ等緊急事態の要件（第六条関係）

㈠　法第三二条第一項の新型インフルエンザ等についての政令で定める要件は、当該新型インフルエンザ等にかかった場合における肺炎、多臓器不全又は脳症その他厚生労働大臣が定める重篤である症例の発生頻度が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第六条第六項第一号に掲げるインフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められることとした。

㈡　法第三二条第一項の新型インフルエンザ等緊急事態についての政令で定める要件は、次に掲げる場合のいずれかに該当することとした。

(1)　感染症法第一五条第一項又は第二項の規定による質問又は調査の結果、新型インフルエンザ等感染症の患者（当該患者であった者を含む。）、感染症法第六条第一〇項に規定する疑似症患者若しくは同条第一一項に規定する無症状病原体保有者（当該無症状病原体保有者であった者を含む。）、同条第九項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）の所見がある者（当該所見があった者を含む。）、新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者（新型インフルエンザ等にかかっていたと疑うに足りる正当な理由のある者を含む。）又は新型インフルエンザ等により死亡した者（新型インフルエンザ等により死亡したと疑われる者を含む。）が新型インフルエンザ等に感染し、又は感染したおそれがある経路が特定できない場合